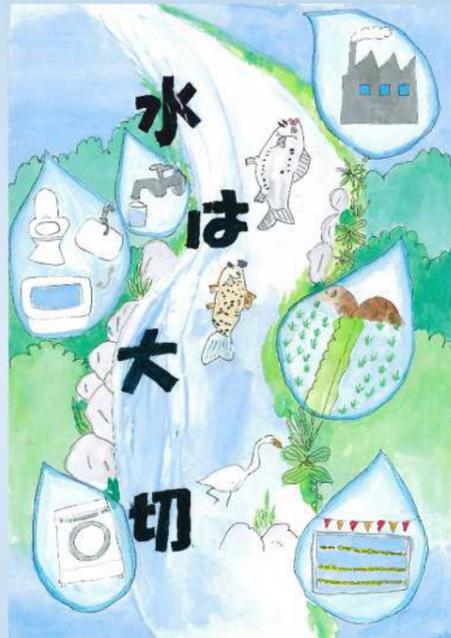


小学生 小学年の部

# 令和8年度 水質検査計画



小学生 中学年の部



小学生 高学年の部

第68回水道週間川崎市小学生作品コンクール 絵画・ポスターの部 特選作品

## もくじ

1	はじめに.....	1
2	基本方針.....	1
3	水道事業の概要.....	2
4	水源から給水栓（蛇口）までの状況と留意すべき 水質項目.....	5
5	水質管理の体制と水質検査の精度.....	6
6	定期的な水質検査の項目、地点、頻度.....	8
7	臨時の水質検査.....	12
8	水質検査方法.....	12
9	水質検査計画と水質検査結果の公表.....	13
10	水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し.....	14
11	関係機関との連携.....	14

## 1 はじめに

川崎市上下水道局では安全で良質な水道水を供給するために、精度と信頼性の高い水質検査を行っています。水質検査計画は、水質検査項目、検査地点、検査頻度などを示した計画で、水道法施行規則第15条第6項に基づき毎年度策定し、公表することが義務付けられています。令和8年度はこの計画に基づき水質検査を行います。

## 2 基本方針

### 水質検査体制

給水栓の検査は水道水質検査優良試験所規範（水道GLP）に基づく信頼性保証体制のもと自己検査を基本とします

### 水質検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目と水質管理上必要な項目について行います

### 水質検査地点

水源、浄水場の原水・配水及び浄水場系統などを考慮した代表的な給水栓で行います

### 水質検査頻度

給水栓は法令で定められた回数又はそれ以上実施し、水源と浄水場は過去の検査結果を評価して定めます



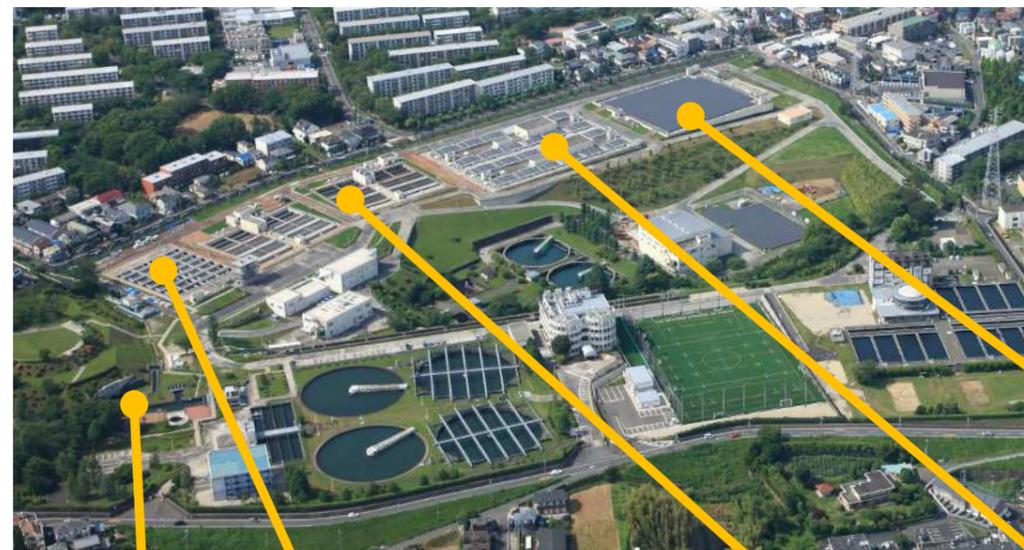
## (2) 浄水場の浄水処理方式

川崎市の長沢場水場は、原水の水質状況に対応した浄水施設を整備しています。浄水場の概要は表-1のとおりです。

表-1 浄水場の概要

浄水場	長沢浄水場
所在地	川崎市多摩区三田 5-1-1
敷地面積 (m <sup>2</sup> )	198,000
施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	280,000
原水の種類	相模川水系ダム放流水
沈澱池	傾斜板式
ろ過池	重力式二層ろ過
浄水処理方式	薬品凝集沈澱 急速ろ過 塩素消毒 粉末活性炭*

\* 水質異常時等に使用



長沢浄水場

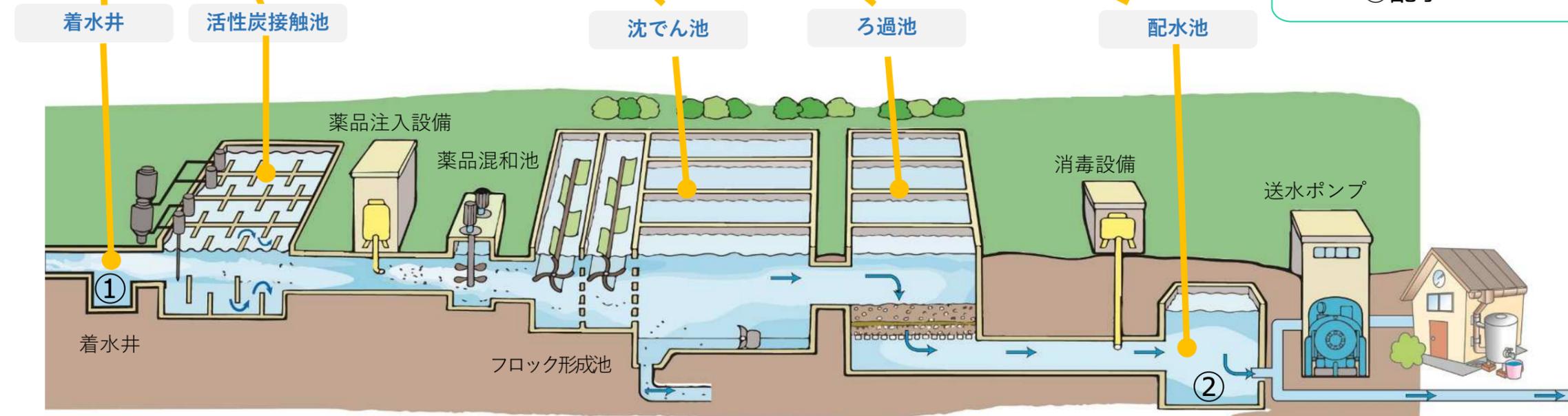


図-2 長沢浄水場のしくみ

### (3) 神奈川県内広域水道企業団からの受水

川崎市上下水道局では、神奈川県内広域水道企業団の西長沢浄水場から用水供給を受けています。西長沢浄水場の原水は、酒匂川水系と相模川水系の混合水で、概ね良好な水質です。浄水については、神奈川県内広域水道企業団が浄水場出口と受水地点で水質検査を行い水の安全性を確認しています。



飯泉取水堰（酒匂川）



相模大堰（相模川）

### (4) 給水状況

市内全域約 155 万人に 1 日平均 49 万 4 千 $m^3$ の給水を行っています。給水状況は、表-2のとおりです。

表-2 給水状況（令和6年度末）

給水区域	川崎市内
給水面積	144.35 $km^2$
総人口	1,553,920 人
給水人口	1,553,892 人
普及率	99.99 %
給水柱数	921,349 柱
給水能力	758,200 $m^3$ /日
一日最大配水量	522,600 $m^3$ /日
一日平均配水量	493,732 $m^3$ /日

## 4 水源から給水栓（蛇口）までの状況と留意すべき水質項目

### (1) 水源の水質状況と留意すべき水質項目

相模川水系の水質状況は概ね良好です。留意すべき水質項目を表-3に示します。

表-3 水源での留意すべき水質項目

留意すべき水質項目	原因	対策
臭気・濁度・pH値	富栄養化による植物性プランクトンの発生	空気揚水筒及びアオコフェンスの設置
	降雨等による濁水発生 水源水質事故	相模湖に堆積した土砂の浚せつ 関係機関への水質保全に関する要請活動

### (2) 浄水場から給水栓（蛇口）までの留意すべき水質項目と対応

浄水場で使用する薬品や給水管等の影響で留意すべき水質項目を表-4に示します。

表-4 浄水場から給水栓（蛇口）までの留意すべき水質項目と対応

留意すべき水質項目	原因	川崎市の対応
トリハロメタン等	水の中の有機物と消毒剤の反応	消毒剤注入量管理の徹底
塩素酸・臭素酸	消毒剤中の不純物 消毒剤の分解	高純度消毒剤の使用 貯蔵槽の温度管理
鉄・濁度・色度	水道管の老朽化	老朽管の計画的更新
鉛	鉛給水管の使用	使用者への通知
残留塩素	水道管や貯水槽内での滞留による濃度低下	管路整備における管口径の適正化と管網形成 滞留地域の定期的な排水 貯水槽の管理指導（健康福祉局との連携）

## 5 水質管理の体制と水質検査の精度

### (1) 水質管理の体制

定期的な水質検査は、水源、浄水場及び給水栓で行います。水源は広域水質管理センター※、浄水場から給水栓までは川崎市上下水道局が検査を実施します。給水栓の水質基準の検査は、水道水質検査優良試験所規範（水道G L P：次項(2)参照）に基づく信頼性保証体制のもと自己検査を基本とします。

#### ※広域水質管理センターについて

神奈川県企業庁企業局、横浜市水道局、川崎市上下水道局、横須賀市上下水道局及び神奈川県内広域水道企業団（以下企業団）は、平成27年4月から広域水質管理センター（企業団に置く）において共同で相模川及び酒匂川水系の水源域における水質検査と水質事故の対応を一元的に実施することにしました。このことにより水源水質検査の効率化と水源水質事故対応の強化が図られています。



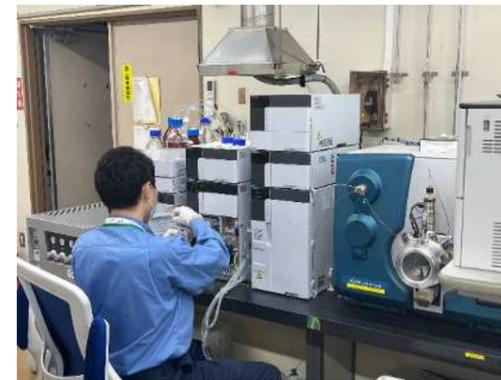
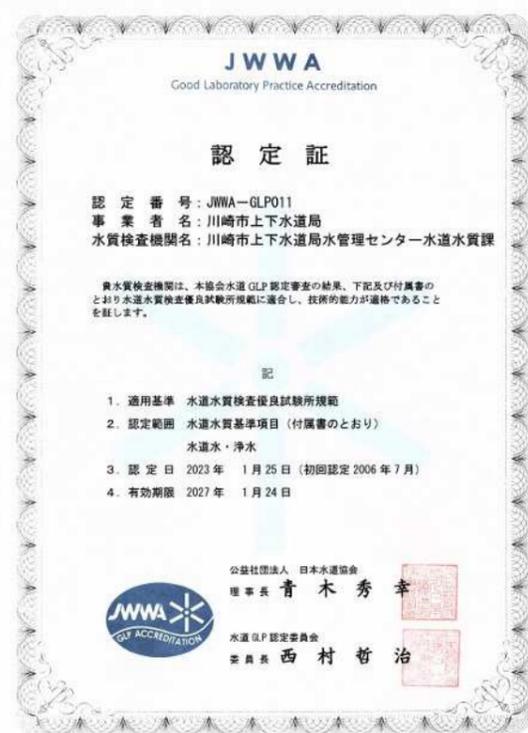
図－3 水質管理の体制

### (2) 水質検査の精度と信頼性

水質検査は、水道水の安全性を確認するもので高い精度と信頼性の確保が求められます。川崎市上下水道局では、平成18年に水道水質検査優良試験所規範（水道G L P）の認定を取得しました（令和5年1月に認定更新）。これは水道の水質検査を実施する機関が、管理された体制の下で適正に検査を実施し、その検査結果の信頼性や精度管理が十分に確立されているかを

第3者機関（公益社団法人日本水道協会）が客観的に判断、評価し認定する制度です。今後も水道GLPの運用により水質検査の信頼性と精度の維持向上に努めます。

また、環境省をはじめとした外部精度管理に参加し、水道GLPに基づく品質管理システムに則って内部精度管理を充実させることで、水質検査の精度の向上に努めます。



液体クロマトグラフー質量分析計による有機物質の測定



細菌の検査

水道GLP認定証

## 6 定期的な水質検査の項目、地点、頻度

### (1) 水質基準等の体系

水道水は水道法に基づく水質基準が定められており、これに適合するものでなければなりません。令和8年度から、ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）が新たに水質基準項目として追加され、基準項目数は52項目となります。

水質基準以外にも、水質管理上留意すべき項目である水質管理目標設定項目や、情報・知見の収集が必要な要検討項目が位置付けられています。

また川崎市では、放射性物質やプランクトンなど54項目を水質管理上必要な項目と判断しています。

これらの項目から、各検査地点の水質管理に必要な項目について適切な頻度で検査を実施します。

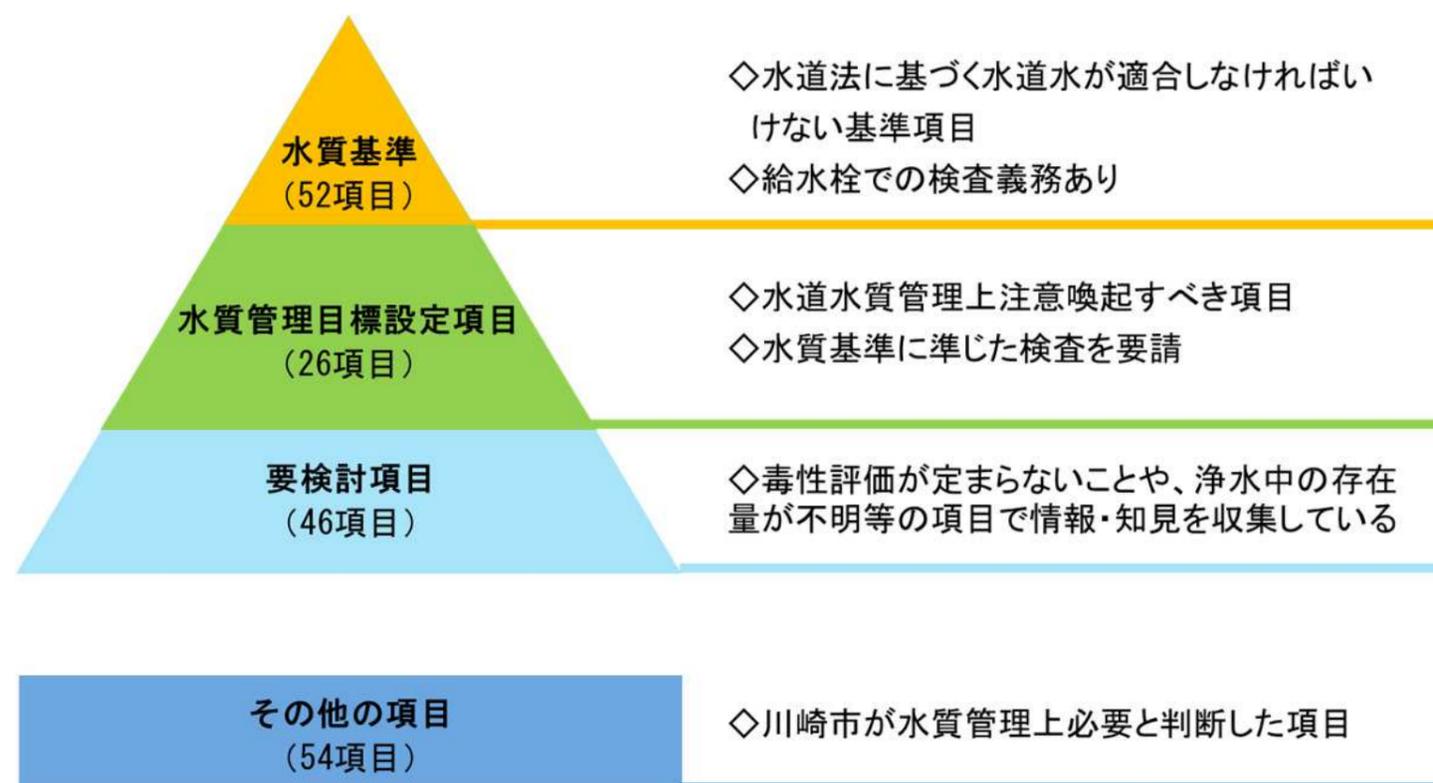


図-4 水質基準等の体系とその他の項目

## (2) 水源及び浄水場における水質検査

### ア 水源

相模川水系の桂川橋、相模湖大橋、弁天橋、三井大橋の4箇所（P.2 ①～④）で水質管理上必要と判断した水質検査を実施します。項目と頻度は別表-1～別表-3（P. 15～17）のとおりです。

### イ 浄水場

原水及び配水池水（P.3 ①と②）について水質管理上必要と判断した水質検査を実施します。項目と頻度は別表-1～別表-3（P. 15～17）のとおりです。



図-5 検査地点ごとの検査の位置付け

## (3) 給水栓における水質検査

### ア 法令で義務付けられている検査

#### (ア) 毎日検査

給水栓では、法令で1日1回以上の色と濁り及び消毒の効果（遊離残留塩素）の検査が義務付けられています。この検査は市内20か所の給水栓に設置した水質自動測定装置で毎日測定しています。

20か所の給水栓は、浄水場からの送配水に係る時間や配水系統などを考慮して選定しています（図-7の①～②）。

#### (イ) 水質基準に係る検査

給水栓では毎日検査に加えて水質基準52項目の検査が義務付けられています。頻度は項目ごとに定められている回数又はそれ以上の回数で実施し、かび臭の原因物質であるジェオスミンと2-メチルイソボルネオールは、それらの原因となる藻類の発生時期に、月に1回以上検査を行います。項目と頻度は別表-1（P. 15）のとおりです。

検査地点は浄水場からの送配水に係る時間や配水系統などを考慮して選定しています。令和8年度から、水質

監視体制の強化を図るため、検査地点を従来の 11 か所から 13 か所へ拡充します（図-7の **A** ~ **M**）。

イ 水質管理上必要と判断した検査

(ア) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目は水質管理上注意喚起が必要な 26 項目で、水質基準に準じた検査が求められています。このうち給水栓では 22 項目の検査を行います。項目と頻度は別表-2（P. 16）のとおりです。検査地点は水質基準に係る検査と同じ給水栓です。

(イ) 要検討項目

要検討項目は水質基準等の見直しのために必要な情報・知見の収集に努めるべきとされている 46 項目です。このうち給水栓では 16 項目を水質管理上必要と判断し検査を行います。項目と頻度は別表-2（P. 16）のとおりです。検査地点は水質基準に係る検査と同じ給水栓です。

(ウ) その他の水質検査項目

その他本市において水質管理上必要と判断した 54 項目のうち、給水栓においては 14 項目の検査を行います。項目と頻度は別表-3（P. 17）のとおりです。検査地点は水質基準に係る検査と同じ給水栓です。

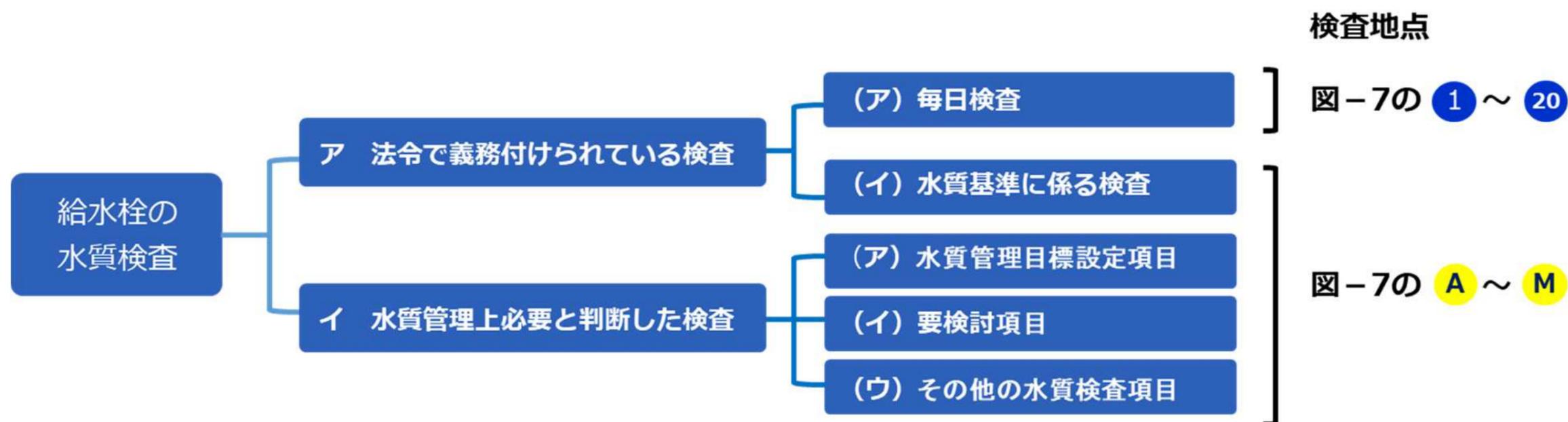


図-6 給水栓における水質検査



給水栓での採水作業

A ~ M }  
1 ~ 20 } ウェブページの水質検査結果書と対応しています。



毎日検査（水質自動測定装置）の検査地点

検査地点	浄水場・配水系統
1 白鳥諏訪公園	企
9 虹ヶ丘南公園	
12 麻生市民館岡上分館	
20 新百合ヶ丘西調整池	
3 向原の丘公園横	長・企 ↓ 生田配水池
8 久地の里公園前	
10 上下水道局稲田取水所	
15 多摩区役所道路公園センター	長・企 ↓ 高石配水塔
13 百合丘こども文化センター	
19 犬蔵くすのき公園	
5 蔵敷公園横	長・企 ↓ 宮崎配水塔
14 上下水道局長尾加圧ポンプ所	
2 上下水道局久末ポンプ場	長
6 新川崎ふれあい公園	長・企 ↓ 鷺沼配水池
7 等々力緑地	

長 : 長沢浄水場 ▲  
企 : 企業団西長沢浄水場 ▲

検査地点	浄水場・配水系統
4 上下水道局入江崎水処理センター	長・企 ↓ 末吉配水池
11 殿町いこいの家	
16 川中島公園	
17 上下水道局京町ポンプ場	
18 上下水道局加瀬水処理センター	

水質基準に係る検査の検査地点

検査地点	浄水場・配水系統
A 王禅寺けやき公園	企
K 栗木台けやき公園	
C 金程夕木公園	長・企→生田配水池
L 下作延身代り公園	
B 犬蔵さくらの丘公園	長・企→高石配水塔
J 長尾宮前公園	
M 有馬やまもも公園	長・企→宮崎配水塔
I 野川第5公園	
D 溝口南公園	長・企→鷺沼配水池
H 上小田中第5公園	
E 古市場第2公園	長・企→末吉配水池
F 東扇島西公園	
G 中留公園	



水質自動測定装置

図-7 水質検査地点概要図

## 7 臨時の水質検査

次の様な事態が生じ水質基準に適合しないおそれのある場合には、臨時の水質検査を行います。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき
- ・ 水源に異常があったとき
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ・ 浄水過程に異常があったとき
- ・ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ・ その他特に必要があると認められるとき



陰イオン・陽イオンの検査

## 8 水質検査方法

水質検査の方法は水質基準項目、水質管理目標設定項目は、国が定めた水道水の検査方法「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」などに従い行います。また要検討項目とその他の水質検査項目の試験方法については上水試験方法（日本水道協会）などに従い行います。



長沢浄水場における水質検査



非イオン界面活性剤の検査

## 9 水質検査計画と水質検査結果の公表

水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、上下水道局ウェブサイトで公表します。水質検査計画の冊子は、かわさき情報プラザ、各区役所の市政資料コーナー及び公文書館で閲覧できます。

水質検査の結果（給水栓の水質基準項目）は、毎月ウェブサイトに掲載します。さらに詳しい水質検査結果は毎年度発行する「水質試験年報」でご覧になれます。「水質試験年報」は、ウェブサイト及び中原図書館で閲覧できます。

水質検査計画と水質検査結果以外にもウェブサイトでは水道の水質に関する情報を掲載しています。



川崎市上下水道局水質のページ

川崎市上下水道局 水質のページ

検索



図-8 上下水道局ウェブサイト

## 10 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

水質検査結果については、検査地点ごと、検査項目ごとに水質基準値や過去の検査結果と比較・評価し、異常があれば原因究明等必要な対応を取ります。

水質検査計画については、水質検査結果の評価や法令改正への対応を反映させるため、毎年度見直しを行います。

また、水質検査計画や水質検査結果に対するお客さまからのご意見についても、水質検査計画の見直しの参考とさせていただきます。

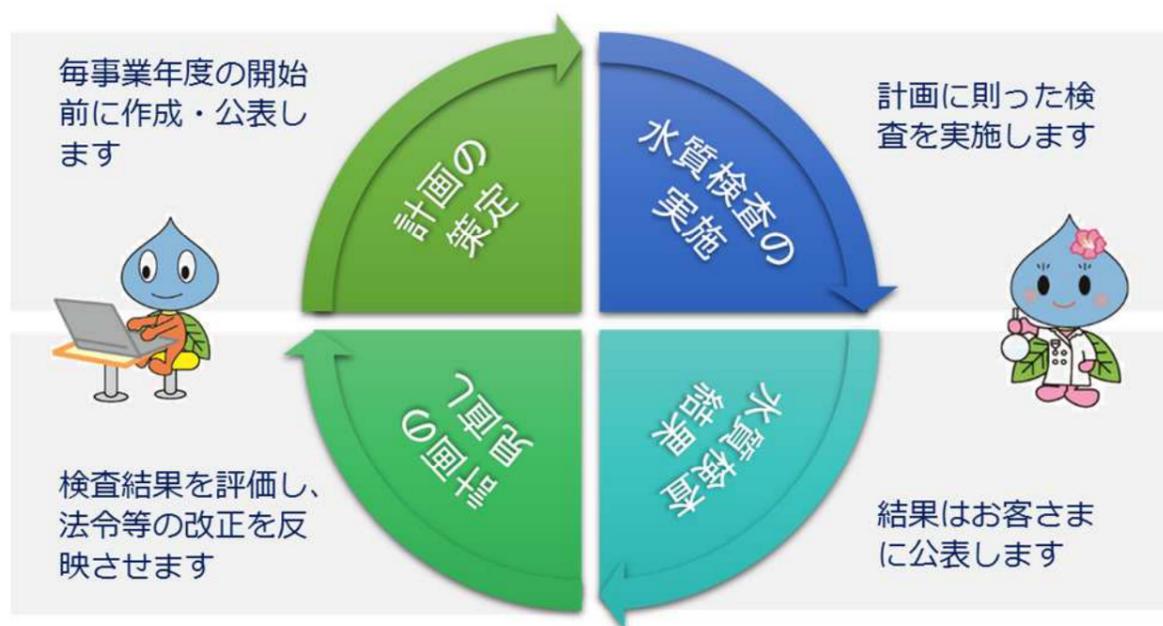


図-9 水質検査計画見直しの流れ

## 11 関係機関との連携

県内の水道事業者と連携し、水源水質の保全に取り組んでいます。水道水源域で水質事故が発生した場合は、広域水質管理センター（P.6 参照）から情報収集を行うとともに必要に応じて現地調査を行い、浄水場で活性炭を注入するなどの適切な浄水処理を行うことで安全な水道水を供給しています。

また水系感染症発生時の情報提供を健康福祉局から受け、衛生上必要な措置に役立てています。

この「水質検査計画」は毎年度更新し、川崎市上下水道局ウェブサイトで公表します。  
水質検査計画策定についてお客さまのご意見、ご質問がございましたら下記までお寄せください。

【連絡先】 川崎市上下水道局水管理センター水道水質担当  
〒214-0034 川崎市多摩区三田 5-1-1

電話 044-322-0830

FAX 044-900-9545

メール 80mizukc@city.kawasaki.jp

別表-1 水源、浄水場及び給水栓における水質検査項目と頻度(水質基準項目)

検査頻度(回/年)

分類	項目	水 源 (P.2の図-1)				長沢浄水場(P.3の図-2)		給水栓(P.11の図-7 A~M)				項目			
		①桂川橋	②相模湖大橋	③弁天橋	④三井大橋	①原水	②配水	川崎市の検査頻度	法令で定められている検査頻度	過去3年間の最大値 R4.4.1~R7.3.31	基準				
水質基準項目	病原生物の指標	1 一般細菌	12	12	12	12	24	1箇月に1回	1箇月に1回以上 *1	2	1mL中集落数100以下	一般細菌	1		
		2 大腸菌	12	12	12	12	24			不検出	検出されないこと	大腸菌	2		
	無機物・重金属	3 カドミウム及びその化合物	4	—	4	—	4	3箇月に1回	3箇月に1回以上 *2	0.0001未満	0.003mg/L以下	カドミウム及びその化合物	3		
		4 水銀及びその化合物	4	—	4	—	4			0.00005未満	0.0005mg/L以下	水銀及びその化合物	4		
		5 セレン及びその化合物	4	—	4	—	4			0.001未満	0.01mg/L以下	セレン及びその化合物	5		
		6 鉛及びその化合物	4	—	4	—	4			0.001未満	0.01mg/L以下	鉛及びその化合物	6		
		7 ヒ素及びその化合物	4	—	4	—	4			0.001未満	0.01mg/L以下	ヒ素及びその化合物	7		
		8 六価クロム化合物	4	—	4	—	4			0.001未満	0.02mg/L以下	六価クロム化合物	8		
		9 亜硝酸態窒素	12	12	12	12	12			1箇月に1回	0.004未満	0.04mg/L以下	亜硝酸態窒素	9	
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4	—	4	—	4			3箇月に1回	0.001未満	0.01mg/L以下	シアン化物イオン及び塩化シアン	10	
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	12	12	12	12			1箇月に1回	1.3	10mg/L以下	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	11	
		12 フッ素及びその化合物	12	12	12	12	12			3箇月に1回	0.12	0.8mg/L以下	フッ素及びその化合物	12	
		13 ホウ素及びその化合物	4	—	4	—	4				0.02	1.0mg/L以下	ホウ素及びその化合物	13	
		14 四塩化炭素	4	—	4	—	4				0.0001未満	0.002mg/L以下	四塩化炭素	14	
		15 1,4-ジオキサン	4	—	4	—	4				0.0005未満	0.05mg/L以下	1,4-ジオキサン	15	
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	4	—	4	—	4	0.0002未満	0.04mg/L以下	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		16				
	17 ジクロロメタン	4	—	4	—	4	0.0001未満	0.02mg/L以下	ジクロロメタン		17				
	18 テトラクロロエチレン	4	—	4	—	4	0.0001未満	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン		18				
	19 トリクロロエチレン	4	—	4	—	4	0.0001未満	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン		19				
	20 ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)	—	—	—	—	4	— *4	0.00005mg/L以下	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)		20				
	21 ベンゼン	4	—	4	—	4	0.0001	0.01mg/L以下	ベンゼン		21				
	22 塩素酸	—	—	—	—	—	1箇月に1回	0.06	0.6mg/L以下		塩素酸	22			
	消毒副生成物	23 クロロ酢酸	—	—	—	—	—	0.001未満	0.02mg/L以下		クロロ酢酸	23			
		24 クロロホルム	4	—	4	—	4	0.015	0.06mg/L以下		クロロホルム	24			
		25 ジクロロ酢酸	—	—	—	—	—	0.005	0.03mg/L以下	ジクロロ酢酸	25				
		26 ジブロモクロロメタン	4	—	4	—	4	0.0013	0.1mg/L以下	ジブロモクロロメタン	26				
		27 臭素酸	—	—	4	—	4	0.001未満	0.01mg/L以下	臭素酸	27				
		28 総トリハロメタン	4	—	4	—	4	0.022	0.1mg/L以下	総トリハロメタン	28				
		29 トリクロロ酢酸	—	—	—	—	—	0.011	0.03mg/L以下	トリクロロ酢酸	29				
		30 ブロモジクロロメタン	4	—	4	—	4	0.0056	0.03mg/L以下	ブロモジクロロメタン	30				
		31 ブロモホルム	4	—	4	—	4	0.0001未満	0.09mg/L以下	ブロモホルム	31				
		32 ホルムアルデヒド	—	—	—	—	—	0.006	0.08mg/L以下	ホルムアルデヒド	32				
		33 亜鉛及びその化合物	4	—	4	—	4	0.005	1.0mg/L以下	亜鉛及びその化合物	33				
	色	34 アルミニウム及びその化合物	4	—	4	—	12	0.040	0.2mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	34				
		35 鉄及びその化合物	12	12	12	12	12	0.016	0.3mg/L以下	鉄及びその化合物	35				
		36 銅及びその化合物	4	—	4	—	4	0.005	1.0mg/L以下	銅及びその化合物	36				
		37 ナトリウム及びその化合物	4	—	4	—	4	8.9	200mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	37				
	味覚	38 マンガン及びその化合物	12	12	12	12	12	0.001未満	0.05mg/L以下	マンガン及びその化合物	38				
		39 塩化物イオン	12	12	12	12	12	1箇月に1回	1箇月に1回以上 *1	9.7	200mg/L以下	塩化物イオン	39		
		40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	12	12	12	12	4	3箇月に1回	3箇月に1回以上 *2	66	300mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	40		
	発泡	41 蒸発残留物	—	—	4	—	4	150	500mg/L以下	蒸発残留物	41				
		42 陰イオン界面活性剤	4	—	4	—	4	0.005未満	0.2mg/L以下	陰イオン界面活性剤	42				
	臭気	43 ジェオスミン	—	36	36	12	適宜	原因藻類発生時期に1箇月に1回以上	原因藻類発生時期に1箇月に1回以上 *3	0.000003	0.00001mg/L以下	ジェオスミン	43		
		44 2-メチルイソボルネオール	—	36	36	12	適宜	0.000002	0.00001mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	44				
	発泡臭気	45 非イオン界面活性剤	4	—	4	—	4	3箇月に1回	3箇月に1回以上 *2	0.005未満	0.02mg/L以下	非イオン界面活性剤	45		
		46 フェノール類	4	—	4	—	4	0.0005未満	0.005mg/L以下	フェノール類	46				
	基礎的性状	47 有機物(全有機炭素TOCの量)	12	12	12	12	12	1箇月に1回	1箇月に1回以上 *1	0.5	3mg/L以下	有機物(全有機炭素TOCの量)	47		
		48 pH値	12	36	36	12	244			244	7.7	5.8 以上 8.6 以下	pH値	48	
		49 味	—	—	—	—	—			—	244	異常なし	異常でないこと	味	49
		50 臭気	12	36	36	12	244			244	異常なし	異常でないこと	臭気	50	
		51 色度	12	12	12	12	244			244	0.5未満	5度以下	色度	51	
		52 濁度	12	36	36	12	244			244	0.1未満	2度以下	濁度	52	

\*1 該当法令:水道法施行規則第15条第1項第3号イ  
 \*2 該当法令:水道法施行規則第15条第1項第3号ハ  
 \*3 該当法令:水道法施行規則第15条第1項第3号ロ  
 \*4 新規項目のため、過去3年間の最大値は記載していません。

別表-2 水源、浄水場及び給水栓における水質検査項目と頻度(水質管理目標設定項目・要検討項目)

検査頻度(回/年)

項目	水 源 (P.2の図-1)				長沢浄水場(P.3の図-2)	
	①桂川橋	②相模湖大橋	③弁天橋	④三井大橋	①原水	②配水
1 アンチモン及びその化合物	4	—	4	—	4	4
2 ウラン及びその化合物	4	—	4	—	4	4
3 ニッケル及びその化合物	4	—	4	—	4	4
5 1,2-ジクロロエタン	4	—	4	—	4	4
8 トルエン	4	—	4	—	4	4
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	—	—	—	—	4	4
10 亜塩素酸	—	—	—	—	—	4
12 二酸化塩素 *1	—	—	—	—	—	—
13 ジクロロアセトニトリル	—	—	—	—	—	4
14 抱水クロラール	—	—	—	—	—	4
15 農薬類	6	—	6	—	6	6
16 残留塩素	—	—	—	—	—	52
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	12	12	12	12	4	4
18 マンガン及びその化合物	12	12	12	12	12	12
19 遊離炭酸	—	—	—	—	4	4
20 1,1,1-トリクロロエタン	4	—	4	—	4	4
21 メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	4	—	4	—	4	4
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) *2	—	—	—	—	—	—
23 臭気強度(TON)	12	36	36	12	適宜	適宜
24 蒸発残留物	—	—	4	—	4	4
25 濁度	12	36	36	12	244	244
26 pH値	12	36	36	12	244	244
27 腐食性(ランゲリア指数)	—	—	—	—	4	4
28 従属栄養細菌	12	12	12	12	12	12
29 1,1-ジクロロエチレン	4	—	4	—	4	4
30 アルミニウム及びその化合物	4	—	4	—	12	12

4、6、7および11は欠番です。

\*1 消毒剤として使用していないため検査を省略します。

\*2 水質基準項目として有機物(全有機炭素TOCの量)の検査を行っているので省略します。

給水栓(P.11の図-7)		項目
A ~ M	目標値	
4	0.02mg/L以下	アンチモン及びその化合物
4	0.002mg/L以下(暫定)	ウラン及びその化合物
4	0.02mg/L以下	ニッケル及びその化合物
4	0.004mg/L以下	1,2-ジクロロエタン
4	0.4mg/L以下	トルエン
— *3	0.08mg/L以下	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)
4	0.6mg/L以下	亜塩素酸
—	0.6mg/L以下	二酸化塩素
4	0.01mg/L以下(暫定)	ジクロロアセトニトリル
4	0.02mg/L以下(暫定)	抱水クロラール
— *4	1以下	農薬類
12	1mg/L以下	残留塩素
4	10~100mg/L	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
4	0.01mg/L以下	マンガン及びその化合物
4	20mg/L以下	遊離炭酸
4	0.3mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン
4	0.02mg/L以下	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル
—	3mg/L以下	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)
適宜	3以下	臭気強度(TON)
4	30~200mg/L	蒸発残留物
12	1度以下	濁度
12	7.5程度	pH値
4	-1~0	腐食性(ランゲリア指数)
12	1mL中集落数2,000以下(暫定)	従属栄養細菌
4	0.1mg/L以下	1,1-ジクロロエチレン
4	0.1mg/L以下	アルミニウム及びその化合物

\*3、\*4 送配水の間濃度が上昇しないことから、浄水場の配水で実施します。

項目	水 源 (P.2の図-1)		長沢浄水場(P.3の図-2)	
	①桂川橋	③弁天橋	①原水	②配水
1 銀及びその化合物	4	4	4	4
2 バリウム及びその化合物	4	4	4	4
3 ビスマス及びその化合物	4	4	4	4
4 モリブデン及びその化合物	4	4	4	4
17 ダイオキシン類	—	—	1 *6	1
24 フタル酸ジ( <i>n</i> -ブチル)	—	—	4	4
25 フタル酸ブチルベンジル	—	—	4	4
28 プロモクロロ酢酸	—	—	—	4
29 プロモジクロロ酢酸	—	—	—	4
30 ジプロモクロロ酢酸	—	—	—	4
31 プロモ酢酸	—	—	—	4
32 ジプロモ酢酸	—	—	—	4
33 トリプロモ酢酸	—	—	—	4
34 トリクロロアセトニトリル	—	—	—	4
35 プロモクロロアセトニトリル	—	—	—	4
36 ジプロモアセトニトリル	—	—	—	4
37 アセトアルデヒド	—	—	—	4
40 キシレン	4	4	4	4
49 要検討PFAS *7	—	—	4	4

\*5 要検討項目のうち検査を実施している項目のみ抽出しています。

\*6 津久井分水池(P.2 図-1参照)において実施しています。

\*7 要検討PFASは、ペルフルオロブタンスルホン酸(PFBS)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)、ペルフルオロブタン酸(PFBA)、ペルフルオロペンタン酸(PFPeA)、ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)、ペルフルオロヘプタン酸(PFHpA)、ペルフルオロノナン酸(PFNA)、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸(HFPO—DA)の8物質です。

給水栓(P.11の図-7)		項目
A ~ M	目標値	
4	—	銀及びその化合物
4	0.7mg/L以下	バリウム及びその化合物
4	—	ビスマス及びその化合物
4	0.07mg/L以下	モリブデン及びその化合物
—	1pgTEQ/L以下(暫定)	ダイオキシン類
—	0.01mg/L以下	フタル酸ジ( <i>n</i> -ブチル)
—	0.5mg/L以下	フタル酸ブチルベンジル
4	—	プロモクロロ酢酸
4	—	プロモジクロロ酢酸
4	—	ジプロモクロロ酢酸
4	—	プロモ酢酸
4	—	ジプロモ酢酸
4	—	トリプロモ酢酸
4	—	トリクロロアセトニトリル
4	—	プロモクロロアセトニトリル
4	0.06mg/L以下	ジプロモアセトニトリル
4	—	アセトアルデヒド
4	0.4mg/L以下	キシレン
4	—	要検討PFAS

別表-3 水源、浄水場及び給水栓における水質検査項目と頻度(その他の項目)

数字は年間検査頻度

項目	水源 (P.2の図-1)				長沢浄水場(P.3の図-2)		給水栓 (P.11の図-7)
	①桂川橋	②相模湖大橋	③弁天橋	④三井大橋	①原水	②配水	A ~ M
1 水温	12	36	36	12	244	244	12
2 アンモニア態窒素	12	12	12	12	52	52	—
3 生物化学的酸素要求量(BOD)	12	—	—	—	—	—	—
4 化学的酸素要求量(COD)	—	12	12	12	—	—	—
5 紫外線吸光度(260nm)	12	—	12	—	—	—	—
6 全窒素	12	12	12	12	—	—	—
7 全りん	12	12	12	12	—	—	—
8 リン酸イオン	12	12	12	12	—	—	—
9 トリハロメタン生成能	—	—	—	—	4	—	—
10 クロロホルム生成能	—	—	—	—	4	—	—
11 ジブロモクロロメタン生成能	—	—	—	—	4	—	—
12 ブロモジクロロメタン生成能	—	—	—	—	4	—	—
13 ブロモホルム生成能	—	—	—	—	4	—	—
14 総アルカリ度	12	—	12	—	244	4	—
15 溶存酸素	12	12	12	12	2	—	—
16 酸素飽和百分率	12	12	12	12	—	—	—
17 硫酸イオン	12	12	12	12	12	12	12
18 溶性ケイ酸	—	12	4	—	2	2	—
19 透明度	—	12	—	—	—	—	—
20 電気伝導率	12	12	12	12	52	52	12
21 セシウム134 *1	—	—	—	—	4 *2	4	—
22 セシウム137 *1	—	—	—	—	4 *2	4	—
23 臭化物イオン	12	12	12	4	—	—	—
24 リン酸態りん	12	12	12	12	—	—	—
25 硝酸態窒素	12	12	12	12	—	—	—
26 無機態窒素	12	12	12	12	—	—	—
27 塩素要求量	—	—	—	—	12	—	—
28 マグネシウム	4	—	4	—	4	4	4

数字は年間検査頻度

項目	水源 (P.2の図-1)				長沢浄水場(P.3の図-2)		給水栓 (P.11の図-7)
	①桂川橋	②相模湖大橋	③弁天橋	④三井大橋	①原水	②配水	A ~ M
29 カリウム	4	—	4	—	4	4	4
30 カルシウム	4	—	4	—	4	4	4
31 溶存鉄	12	12	12	12	—	—	—
32 溶存マンガン	12	12	12	12	12	12	—
33 クロロフィルa	—	12	—	12	—	—	—
34 遊離残留塩素	—	—	—	—	—	244	12
35 結合残留塩素	—	—	—	—	—	52	—
36 p-ジクロロベンゼン	4	—	4	—	4	4	4
37 1,2-ジクロロプロパン	4	—	4	—	4	4	4
38 1,1,2-トリクロロエタン	4	—	4	—	4	4	4
39 クロロアセトニトリル	—	—	—	—	—	4	4
40 ブロモアセトニトリル	—	—	—	—	—	4	4
41 ジェオスミン溶存態	—	36	36	12	適宜	—	—
42 2-メチルイソボルネオール溶存態	—	36	36	12	適宜	—	—
43 植物プランクトン	12	12	12	12	52	24	—
44 動物プランクトン	12	12	12	12	—	12	—
45 クリプトスポリジウム	—	—	—	—	4	適宜	適宜
46 ジアルジア	—	—	—	—	4	適宜	適宜
47 大腸菌群	12	12	12	12	12	24	—
48 糞便性連鎖球菌	12	12	12	12	—	—	—
49 嫌気性芽胞菌(ウエルシュ菌芽胞)	—	—	—	—	4	—	—
50 ウエルシュ菌	12	12	12	12	—	—	—
51 リン酸態りん負荷量	12	—	12	—	—	—	—
52 全りん負荷量	12	—	12	—	—	—	—
53 無機態窒素負荷量	12	—	12	—	—	—	—
54 全窒素負荷量	12	—	12	—	—	—	—

\*1 水道水中の放射性物質に係る管理目標値:放射性セシウム(セシウム134とセシウム137の含量)で10 Bq/kg 以下。

\*2 津久井分水池(P.2 図-1参照)において実施しています。